

## あきる野市公式Twitterアカウント運用ポリシー

### 1 目的

あきる野市では、市の情報を広く発信していくことを目的として、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの Twitter を利用し、防災・防犯情報、イベント情報、シティプロモーション情報、市長の公務情報などを随時配信していきます。

### 2 公式アカウント情報

- (1) るのびと（あきる野市広報）
- (2) あきる野市（防災・防犯）

### 3 アカウント運用管理責任者

あきる野市企画政策部市長公室長

### 4 投稿者

- (1) 各担当課職員
- (2) 地域防災課職員

### 5 投稿する内容

- (1) イベント情報、お知らせ、シティプロモーション、市長の公務情報など
- (2) 防災・防犯情報、災害・危機管理情報など

### 6 投稿等への対応

返信は原則として行いませんが、必要に応じて返信を行う場合があります。ただし、全ての投稿を閲覧し、投稿に対して返信を行うことを保証するものではありません。

フォローやリツイートなどは原則として行いませんが、国・地方公共団体又は公共性の高い団体や市の関連事業などで、特にアカウント運用管理責任者が必要と認めるときには行う場合があります。

### 7 投稿における禁止内容

次に定める内容の投稿が認められる場合には、アカウント運用管理責任者の判断により削除します。

- (1) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (2) 法令などに違反又はそのおそれのある内容
- (3) 市又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害する内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など営利目的の内容
- (7) 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させる内容

- (8) 公序良俗に反する内容
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単にうわさを助長させる内容
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定し、漏えいするなどプライバシーを害する内容
- (11) 有害なプログラムなどを含む内容又は含むと判断される内容
- (12) なりすましアカウントからの投稿と判断される内容
- (13) その他アカウント運営管理責任者が不適切と判断した内容

## 8 知的財産権について

当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の知的財産権は、市又は原作者に帰属します。なお、市が知的財産権を有するものについては、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められる場合は使用することができますが、転載の対象となる内容を変えず、出所を明記してください。

## 9 免責事項

- (1) 当アカウントでの情報発信は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性及び有用性を保証するものではありません。
- (2) 市は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。
- (3) 市は、予告なく「あきる野市公式 Twitter アカウント運用ポリシー」の変更又は当アカウントの運営を中止する場合があります。

## 10 運用

この運用ポリシーは、平成 30 年 11 月 27 日から適用します。